

景観法制定に伴う秋田市の取り組みについて

1 現状

平成15年4月1日に秋田市都市景観条例(別紙3-1)を施行し、市全域を対象に都市景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開するための方針である「秋田市都市景観形成に関する基本方針」を定めるとともに、都市景観地区における行為及び大規模な建築行為等の届出を義務づける等により、良好な都市景観形成の誘導に努めている。

2 条例策定後の状況

- (1) 平成16年6月に景観法(別紙3-2)が公布され、同年12月に一部施行し、平成17年6月1日に全面施行された。
- (2) 平成17年1月11日に1市2町(旧河辺町、旧雄和町)が合併し、市域が旧秋田市の約2倍となる。
- (3) 景観法活用に向けた足がかりとして、平成17年に『「大学コンソーシアムあきた」と「秋田市」の連携によるまちづくり方策調査』(別紙3-3)を実施し、今年度は、「新屋表町通りの景観まちづくり」(別紙3-4 3-5)を実施している。

3 今後の取り組み

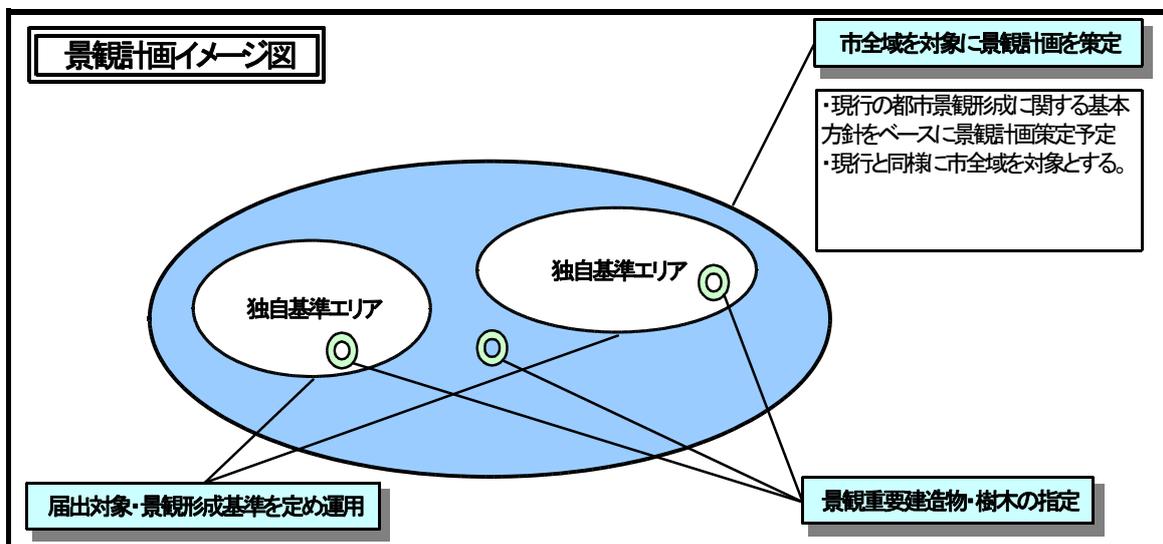
現行条例による景観形成施策を法に基づく制度体系に移行し、より実効性の高い景観施策を展開する必要がある。

景観計画策定の際は、旧河辺・雄和町を含めた基本方針を策定したいと考えている。

また、現行条例で規定している都市景観地区制度については景観計画策定時に独自基準エリアとして指定し、制限する行為の対象をそのエリアの特性に応じてきめ細かく規制誘導したいと考えている。

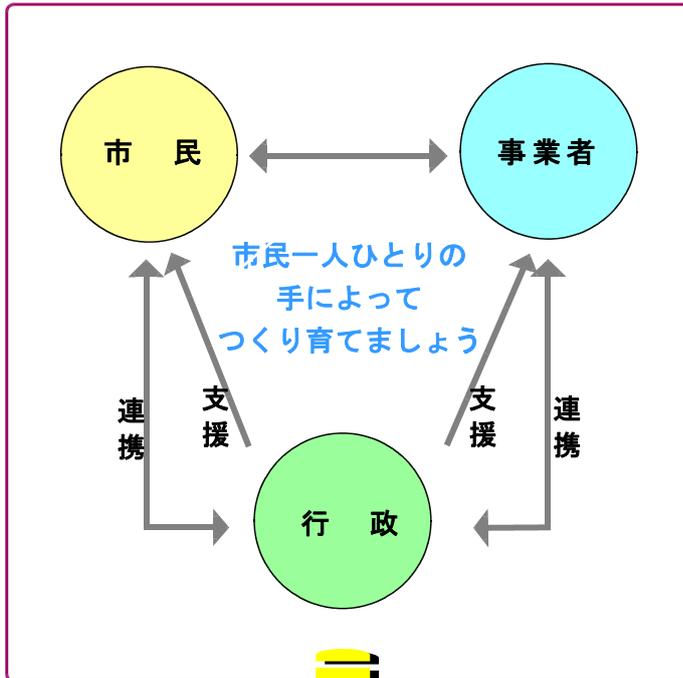
4 今後のスケジュール

- 平成18年度 素案作成準備(策定方針検討、市民・関係団体からの意見聴取等)
 平成19年度 素案作成、原案作成(基本方針の見直し、市民・関係団体からの意見聴取等)
 平成20年度 景観計画決定(都市計画審議会の意見聴取、告示、条例改正等)



秋田市都市景観条例

私たちの共有財産である優れた都市景観を、市民一人ひとりの手づくり育てていくため、市民の主体的な取り組みを支援していくための制度や取り組みなどを定めています。



【都市景観形成】

優れた都市景観の創造と保全

大規模行為の届出制度

大規模な建築行為などは、周囲の都市景観に大きな影響を与えるため、あらかじめ届出をしていただき、必要な誘導などを行います。

都市景観を阻害する要因に対する措置

建築物や広告物などが、都市景観形成を著しく阻害するような場合、所有者などに対し、改善などの協力を要請します。

都市景観地区

優れた都市景観を創造し、保全していくことが特に必要な地区を「都市景観地区」として指定し、必要なルールづくりや支援を重点的に行います。

市民は、一定の地区を「都市景観地区」に指定するよう市長に求めることができます。

秋田市では、『川反地区』を都市景観地区に指定しています。

都市景観市民協定の認定制度

一定の区域内の土地を所有する人などは、建築物の色彩や看板のデザインなど都市景観形成に必要な事項について協定を締結し、都市景観市民協定として認定を受けることができます。

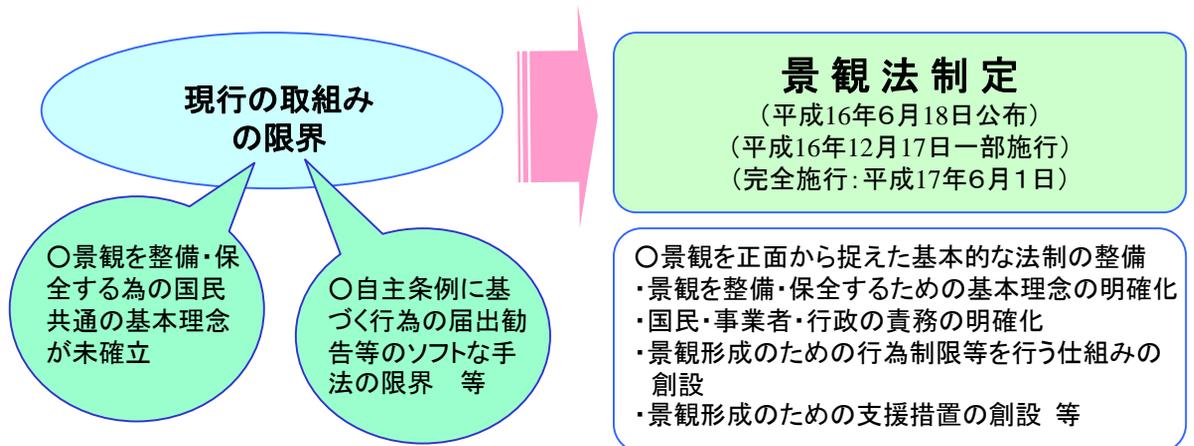
表彰と支援

良好な都市景観形成を促進するため、都市景観形成に貢献している人や団体を表彰します。また、都市景観市民団体などが行う都市景観形成のための活動などを支援します。

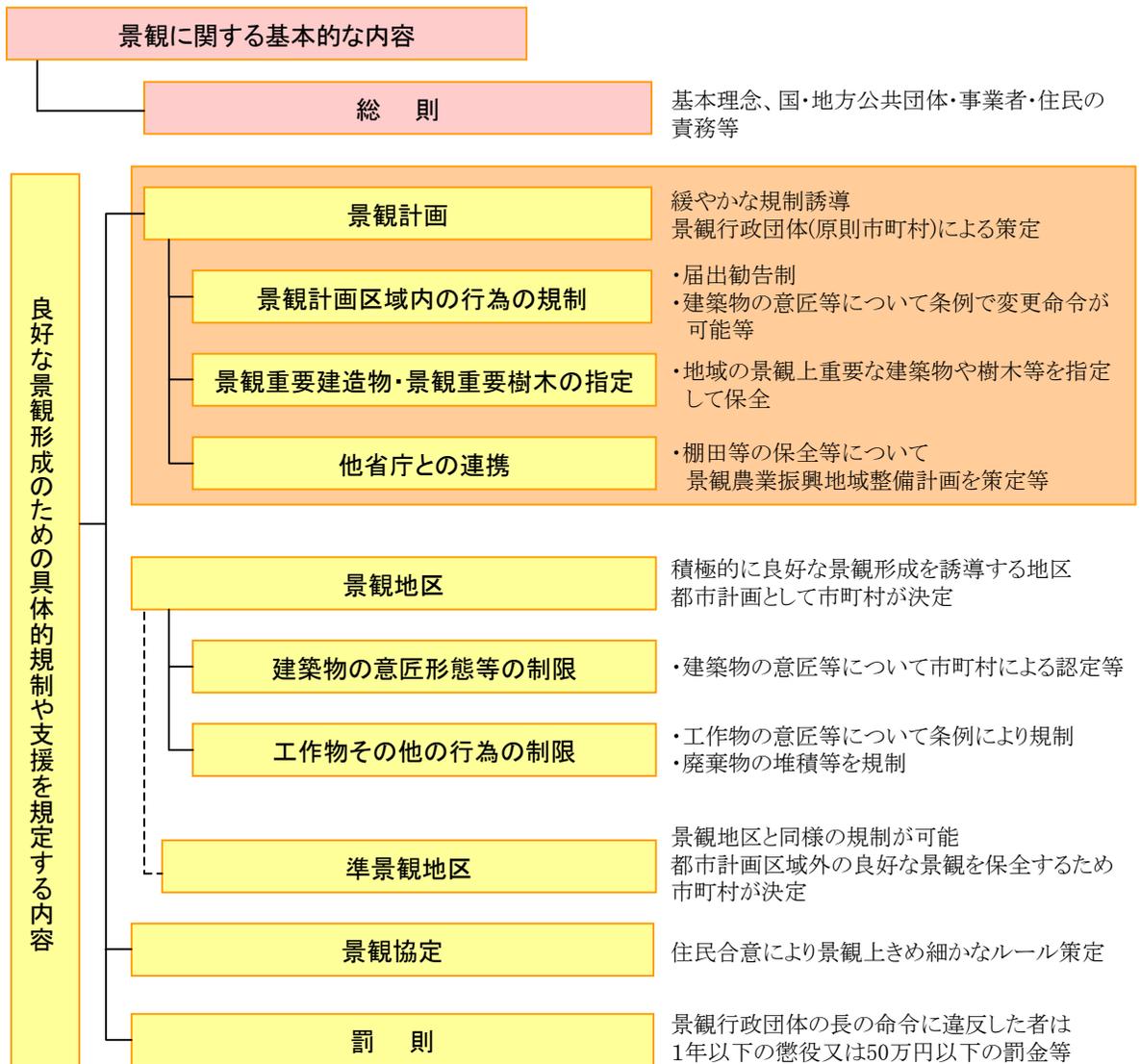
景観法について

景観法制定の背景

地域の歴史や文化、風土に根ざした美しいまちなみや自然の景観を守り、育てていこうとする人々の意識の高まりから本市を含む全国各地500以上の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定し、地域ごとに独自の景観行政が行われていた。



景観法の構成の概要



「大学コンソーシアムあきた」と「秋田市」との連携によるまちづくり方策調査 ～美しいまちづくりに向けた学官の協働体制の構築～

1 経緯

内閣官房都市再生本部が実施する「平成17年度全国都市再生モデル調査」に応募し、採択された。
(全国各地で展開される「元気の出る」先導的な都市再生活動を支援するもの(国費100%))

2 調査概要

実施団体	・大学コンソーシアムあきた(秋田県内の複数大学・短大・高専で構成する組織) ・秋田市都市整備部都市総務課
対象地域	秋田市
テーマ	まちづくりにおける「大学コンソーシアムあきた」と「秋田市」との連携
課題	・美しいまちづくりを目指した学官連携体制の構築 ・大学間の連携強化による地域社会への貢献 ・美しいまちづくりの実現に向けた提案と市政への反映

3 実施内容

①学官連携調査研究「秋田の未来を考える～つくろう！美しいまちなみプラン」の実施

実施期間	約4ヶ月間(11月～2月)
グループ 構成	複数大学等の混成グループによる調査研究:14名 (秋田大学4名、秋田工業高等専門学校3名、秋田公立美術工芸短期大学7名) アドバイザー教官:3名 (秋田大学、秋田工業高等専門学校、秋田公立美術工芸短期大学)

②連携公開講座「景観・美観の再生と創造～美しいまち秋田を目指して～」の開催

開催期間	平成17年12月～平成18年2月(計5回、延べ参加者総数約200名)
実施校	秋田公立美術工芸短期大学、国際教養大学、秋田工業高等専門学校、秋田県立大学、秋田経済法科大学、秋田大学(発表順)
対象者	一般募集(県・市民、学生等)

③シンポジウム「美しいまち秋田を目指して」の開催

開催日	平成18年2月18日開催(参加者約120名)
実施校等	・基調講演(国土交通省都市計画課課長補佐 岸田里佳子) ・学官連携調査研究発表(①の調査研究について参加学生が発表) ・パネルディスカッション(大学教官4名、民間2名、学生1名、市1名)
対象者	一般募集(県・市民、学生等)

④推進組織「学官連携による美しいまちづくり懇談会」の設置

開催日	平成17年12月21日、平成18年2月23日の2回
構成委員	大学等教官7名、秋田県2名、秋田市1名
議題	学官の連携・美しいまちづくり・学官連携の可能性と提案について等

4 本調査から得られたこと

学官連携 の可能性 と提案	・地域密着型まちづくり等に対する啓発活動等の支援 ・まちづくりの担い手となる人材、NPO等まちづくり活動団体の育成 ・「まちづくり提言・まちづくり提案の場」の設定
今後の 課題	・学と官を結ぶネットワーク整備により各専門分野が連携した幅広い分野への取組み ・連携公開講座の継続 ・学官連携推進のためのパイロット事業の実施

新屋表町通りの景観まちづくり ～市民・産学官協働景観形成事業～

1 目的・趣旨

- 平成17年度に構築した「大学コンソーシアムあきた」と「秋田市」の連携体制基盤を景観形成事業へ活かす。
- 景観資源を多く残す新屋表町通りを対象として、地区の特色を活かした通りの景観形成に関し、地区住民と産学官協働によるワークショップや景観ガイドラインの作成を行い、良好な景観まちづくりの啓発・支援を図る。

2 テーマ

地区発案による新屋表町通りの未来像・景観形成方策の創造

3 対象地区

新屋表町通り地区（加藤仕出し店 ～ 新屋タクシー ：約1.2km）

地区選定理由

- ① 新屋地区では、地元の各種団体と秋田公立美術工芸短期大学が協働でまちおこしを行っており、景観に関する意識も高く、地区住民と産学官協働による景観形成活動を行う基盤がある。
- ② 新屋表町通りは、景観資源（湧水・酒蔵など）を有する特色ある地区であることから、昨年度のモデル調査で景観まちづくりのパイロット事業の実施が提案された。

4 実施体制

地区住民、大学コンソーシアムあきた（秋田公立美術工芸短期大学）、事業者、秋田市

5 実施項目および日程

	概要	日程
地区調査	・通りの現況調査 ・地区住民へのアンケート調査	7月下旬 ～9月初旬
出前講座	住民の意識啓発を目的とした景観講座（まちなみ・まちづくりなどについて）を行う。	9月～12月初旬
ワークショップ	3回を予定	9月～12月初旬
ガイドライン策定	地区の景観に関するローカルルール（ガイドライン）を策定し、地区住民に配布する。 発表会を行う。	3月

